

## II 経営基盤の強化のために

### 1 事業資金確保のために

#### (1) 県融資制度

県では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応するため、各種融資制度を設けていますので、用途に応じてご活用ください。(P102 参照)

2024 年度における制度改正の概要

- 「経済環境適応資金サポート資金【新型コロナ借換】」の延長
- 「経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】」の改正  
要件緩和を行い、融資限度額の上限を上げました。
- 「経済環境適応資金再生資金、事業承継資金」の創設  
再生・事業承継資金を整理し、再生資金、事業承継資金に分離しました。  
また、事業承継において課題となる代表者の個人保証について、借換えにより保証人が不要となる事業承継資金【経営承継借換】を創設しました。

#### 問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話(052)954-6333

#### (2) 信用保証制度

「信用保証」とは、信用力・担保力が不足する中小企業の方々が、銀行などの金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が保証人となって中小企業の信用を補完し、金融機関からの資金調達の円滑化を図る制度です。

##### ア 愛知県信用保証協会の信用保証

申込資格	県内に事業所があり事業を営んでいる中小企業、協同組合等(業種に一部制限あり)
資金用途	運転資金、設備資金
保証金額	個人・会社 2億8,000万円以内 協同組合等 4億8,000万円以内
保証期間	20年以内
担保	原則として保証合計額が8,000万円を超える場合又は保証期間が10年を超える場合に必要
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は要しない (注)「経営者保証に関するガイドライン」に則して対応
保証料率	(一般料率)年0.45%~1.9%(経営状況等により異なる)

(注) 日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した研究会により策定された「経営者保証に関するガイドライン」に則して、金融機関との連携等により一定の要件を満たす場合は、法人代表者の連帯保証が不要となる場合があります。

##### イ 責任共有制度

信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、連携して中小企業を支援するための制度です。保証付き融資では、原則として信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有します。

#### 問合せ先

愛知県信用保証協会 本店 総合相談窓口  
西三河支店  
東三河支店

電話 0120-454-754(フリーダイヤル)

電話(0564)25-2430

電話(0532)57-5611

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話(052)954-6333

### (3) 政府系金融機関による融資制度

(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫でも中小企業の方々を対象とした各種融資制度を利用できます。

金融機関の名称	貸付の対象
(株)商工組合中央金庫	●一般的な融資 貸付対象 商工中金に出資している中小企業等協同組合等又はその組合員等 貸付期間 原則として設備 15 年以内(据置 2 年以内) 運転 10 年以内(据置 2 年以内)
(株)日本政策金融公庫 (国民生活事業)	●一般貸付 貸付対象 中小企業の方(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種を除く) 貸付限度額 設備・運転 4,800 万円 特定設備 7,200 万円 貸付期間 設備 10 年以内(据置 2 年以内) 運転 7 年以内(据置 1 年以内) 特定設備 20 年以内(据置 2 年以内)
(株)日本政策金融公庫 (中小企業事業)	●セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金) 貸付対象 一時的に売上減少等業況が悪化している中小企業 貸付限度額 7 億 2,000 万円 貸付期間 設備 15 年以内(据置 3 年以内) 運転 8 年以内(据置 3 年以内)

※ 上記以外にも各種貸付制度を実施しています。

※ 利率などについては金融情勢により変更がありますので、窓口にご相談ください。

#### 問合せ先

(株)商工組合中央金庫	名古屋支店	電話 (052) 951-7581	
	熱田支店	電話 (052) 951-7581	
	豊橋支店	電話 (0532) 52-0221	
(株)日本政策金融公庫 国民生活事業	事業資金相談ダイヤル	電話 0120-154-505(カダダイヤル)	
	名古屋ビジネスサポートプラザ	電話 (052) 561-6316	
	名古屋支店	電話 (052) 561-6301	
	名古屋中支店	電話 (052) 221-7241	
	熱田支店	電話 (052) 681-2271	
	豊橋支店	電話 (0532) 52-3191	
	一宮支店	電話 (0586) 73-3131	
	岡崎支店	電話 (0564) 24-1711	
	中小企業事業	名古屋支店	電話 (052) 551-5181
		熱田支店	電話 (052) 682-7881
岡崎支店		電話 (0564) 65-3025	
(公財)愛知県生活衛生営業指導センター		電話 (052) 953-7443	

### (4) 中小企業投資育成(株)

中小企業が経営基盤を強固にして自己資本の充実を図っていくために、中小企業投資育成(株)は、増資新株、設立新株及び新株予約権付社債の引受けによる投資事業を行っています。併せて経営上のコンサルテーション等による育成事業も行っています。

対象企業の要件

- 資本金 3 億円以下の株式会社(一部例外あり)
- 原則として一定水準以上の収益を上げており、今後も成長発展する見込みがあること。
- 先端的、独創的な技術・ノウハウに裏付けられた製品・サービスの提供を行う企業であること。
- 設立新株投資、ベンチャービジネス投資に関する新株の引受けについては、選定基準等に特別措置があります。

問合せ先

名古屋中小企業投資育成(株)

電話(052)581-9541

(5) 貸金業者に関する相談指導

貸金業利用をめぐるトラブルを防止するため、貸金業者の指導、利用者に対する啓発、利用者などからの相談を行っています。

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話(052)954-6333

愛知県警察本部生活経済課

電話(052)951-1611

各警察署

日本貸金業協会愛知県支部

電話(052)265-5280

(6) 事業承継による金融支援

経営者の死亡や退任など、事業承継に伴う資金ニーズに対して、都道府県知事の認定を受けることにより、中小企業信用保険法の特例や株式会社日本政策金融公庫法の特例による金融支援措置を受けることができます。

■ 中小企業庁のホームページ [https://www.chushometigo.jp/zaimu/shoukei/shoukei\\_enkatsu.htm](https://www.chushometigo.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm)

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話(052)954-6332

## 2 経営資源の充実のために

(1) 企業経営の専門家派遣・経営力評価サービス

(公財)あいち産業振興機構では、中小・小規模企業の方の経営課題を解決するために、中小企業診断士を始めとした専門家を企業に派遣する事業を行っています。中小企業の方は費用の3分の1、小規模事業者の方は5分の1の負担でご利用いただけます。また、中小・小規模企業の方が持つ製品・技術・サービスの強みを当機構に登録する専門家が客観的に評価し、その強みや成長性等を記載した評価書を作成、発行します。

問合せ先

(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ

電話(052)715-3070

(2) 経営相談

(公財)あいち産業振興機構の「エキスパートあいち」では、経営、技術等のマネージャーが中小・小規模企業の経営革新等の課題解決についての相談に応じています。また、国からの委託を受けて設置している「愛知県よろず支援拠点」では、チーフコーディネーターを始め中小・小規模企業支援に優れた能力・知識・経験を有するコーディネーターを配置し、売上拡大・経営改善など中小・小規模企業の経営上のあらゆる相談に応じ、課題解決に向けた支援を行います。豊橋に設置したサテライトオフィス(相談窓口)においても同様の支援を行います。

さらに、商工会、商工会議所には、それぞれ経営指導員がおり、小規模企業の経営に必要な金融、税制、労務、経理など経営全般にわたり、きめ細かく相談に応じています。

## 問 合 せ 先

(公財)あいち産業振興機構 エキスパートあいち  
 愛知県よろず支援拠点  
 愛知県よろず支援拠点 豊橋サテライト  
 県内商工会、商工会議所

電話 (052) 715-3071  
 電話 (052) 715-3188  
 電話 (0532) 39-7111  
 P167～P169 参照

## (3) 知的財産を活用した経営支援

「知財総合支援窓口」において、企業経営におけるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題に対して、窓口支援担当者が相談に応じます。

また、知的財産を競争力の源泉として経営戦略に位置付け、事業活動に組み入れる「知財経営」を推進するため、市町村や関係団体と連携し個別相談会等を実施し、参加企業の知財経営導入実践を図ります。

## 問 合 せ 先

知財総合支援窓口  
 日本弁理士会東海会

電話 (052) 753-7635  
 電話 (052) 211-3110

## (4) 法律支援

愛知県弁護士会では、「あいち中小企業法律支援センター」を開設しています。同センターでは、電話による無料法律相談によって中小企業の身近な悩みに応えるとともに、必要に応じて面接相談(有料)を受け付けます。また、各種セミナー等への講師の派遣も行っています。

事業承継、債権回収、契約書チェック、パワハラ等の労務問題、製品不具合、倒産など、中小企業の法的問題をトータル的にサポートします。(P88 参照)

また、(公財)あいち産業振興機構では、中小・小規模企業の皆様が抱えている経営上の法律問題(契約や取引、事業承継等)の解決に向け、弁護士が無料でお応えする相談窓口を開設しています。(P88 参照)

## 問 合 せ 先

あいち中小企業法律支援センター (センター総合受付窓口)  
 同 (無料電話相談専用ダイヤル)  
 (公財)あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ

電話 (052) 265-5068  
 電話 (052) 265-6693  
 電話 (052) 715-3070

## (5) BCP (事業継続計画) の作成支援

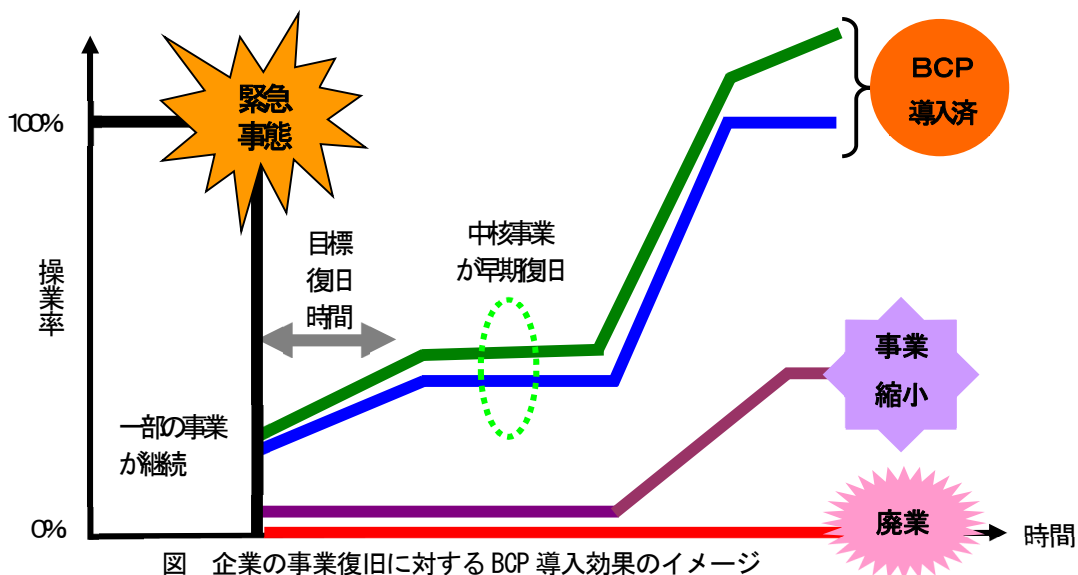
BCPとは、企業が地震などの大規模災害や感染症の蔓延といった緊急事態に直面したときに、その被害をできるだけ少なくし、事業を継続又は早期に復旧するために、緊急時の対応をあらかじめ決めておく計画のことです。

中小企業経営者が無理なくBCP作成を進められるように、県のホームページにおいて、作りやすく使いやすい「あいちBCPモデル」を紹介しています。製造業向け、商業・サービス業向け等の自然災害対応モデルや新型コロナウイルスを始めとした感染症対応モデルを用意しており、業種や企業規模、取組状況に応じて選択していただけます。

■あいちBCPモデルのホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/aichi-bcp.html>

■新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデルのホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-bcp-model.html>



出所：中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」より

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話(052)954-6334

(6) 愛知ブランド企業

愛知県では、オンリーワンやトップシェアなど世界に誇る独自の技術や製品を持つ、県内の優れたモノづくり企業を『愛知ブランド企業』として認定しています。



認定企業を紹介したホームページの作成や、展示会への出展を通じて、愛知ブランドを国内外に広く情報発信するとともに、企業間ネットワーク構築、人材確保などの支援を行います。

■愛知ブランド企業 414 社(2024 年 4 月 1 日現在) <https://www.aichi-brand.jp/>

問合せ先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

電話(052)954-6345

3 小規模事業者、下請事業者などの発展のために

(1) 経営改善普及事業

この事業は、商工会、商工会議所の「中小企業相談所」に配置されている経営指導員などを通じて、小規模事業者の経営及び技術の改善を図ろうとするもので、その内容は次のとおりです。

- 事業者の販路拡大や生産性向上のための経営計画策定や取組に対する支援
- 金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、その他経営に関する支援、あっせん
- 国や県の施策、各種情報の収集・提供

ア 経営指導員

経営指導員のモットーは、親切・気軽・秘密保持です。経営指導員は、県が定める資格要件を満たし、経営及び技術の専門知識を持つとともに、地域特性をよく知っており、安心して相談できます。県内には約 340 人の経営指導員がおり、小規模事業者の経営の諸問題について

相談に応じています。(無料)

### イ 記帳指導職員など

県内の商工会、商工会議所の「中小企業相談所」には、記帳指導職員などが配置されており、記帳の指導を専門的に行っているほか、必要に応じて記帳事務も代行しています。さらに、税務、会計の相談や税務申告書の作成などについては、税理士等の専門家がきめ細かく指導しています。

#### 問合せ先

愛知県商工会連合会（指導課）	電話 (052) 562-0040
商工会・商工会議所[中小企業相談所]	P167～P169 参照
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課	電話 (052) 954-6335

### (2) 小規模事業者経営革新支援事業費補助金

愛知県知事から経営革新計画の承認を受けた小規模事業者に対して、同計画に基づき実施する新商品・新技術開発及び販路開拓に要する経費の一部支援及び同計画に基づく事業を着実に履行するための経営面等に係る伴走支援を行います。

#### 問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課	電話 (052) 954-6335
----------------------	-------------------

### (3) 小規模企業共済制度

小規模企業の個人事業主、会社等役員などが事業を廃業、役員を退職した場合など、第一線を退いたときの生活の安定または事業の再建等を図る資金をあらかじめ準備しておくため、法律に基づき運営されている共済制度です。

加入対象者	常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業は 5 人以下、ただしサービス業のうち旅館業・娯楽業は 20 人以下)の個人事業主及びその共同経営者、又は会社等の役員。一定規模以下の企業組合・協業組合及び農事組合法人の役員、土業法人の社員等。
掛金	毎月の掛金は 1,000 円から 70,000 円まで(500 円単位・加入後の増減額可能)
共済金支払い事由	共済金 A…事業廃止(個人事業主の死亡を含む)、配偶者や子に事業の全部譲渡、会社等解散、共同経営者で病気・負傷・死亡による退任 共済金 B…会社等役員で病気・負傷・死亡及び 65 歳以上による退任。老齢給付(個人事業主及びその共同経営者、会社等役員で 65 歳以上で 180 か月以上掛金を納付された方) 準共済金…会社等役員の退任(上記の共済金 B の事由を除く)等 解約手当金…任意(自己都合による)解約、12 か月以上の掛金の滞納等による解約 ※掛金を納付した期間によっては掛金が掛け捨てとなります。(共済金 A・B は 6 か月未満、準共済金・解約手当金は 12 か月未満の場合に掛け捨て)
制度の特色	・掛金は全額所得控除、共済金は一括受取りの場合は退職所得扱い、分割受取りの場合は公的年金等の雑所得扱い。(一括受取り、分割受取りの併用も可)

※ 小規模企業共済契約者貸付も行っています。

#### 問合せ先

愛知県商工会連合会	電話 (052) 562-0030
商工会・商工会議所[中小企業相談所]	P167～P169 参照
愛知県中小企業団体中央会	電話 (052) 485-6811
(独)中小企業基盤整備機構	電話 (050) 5541-7171

## (4) 資金面からの支援

小規模企業の方が事業をより発展させたい場合、県の融資制度「小規模企業等振興資金(小口資金)」(責任共有制度対象外)が低利で利用できます。(P102 参照) また、無担保・無保証人で借りられる(株)日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金」(マル経)を利用することもできます。

### 問合せ先

愛知県商工会連合会 (広域経営支援センター)	電話 (052) 562-0041
商工会・商工会議所[中小企業相談所]	P167~P169 参照
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課	電話 (052) 954-6333
(株)日本政策金融公庫	
国民生活事業 名古屋ビジネスサポートプラザ	電話 (052) 561-6316
名古屋支店	電話 (052) 561-6301
名古屋中支店	電話 (052) 221-7241
熱田支店	電話 (052) 681-2271
豊橋支店	電話 (0532) 52-3191
一宮支店	電話 (0586) 73-3131
岡崎支店	電話 (0564) 24-1711

## (5) 取引の紹介・あっせん

### ア 受注機会の増大

仕事を受注したい企業と発注したい企業に対し、取引の紹介・あっせんを行います。(登録・あっせん費用他、一切無料)

また、受発注情報を(公財)あいち産業振興機構ホームページに掲載するとともに、「メールマガジン」により配信し、県内中小・小規模企業に情報提供を行います。

### イ 商談会の開催

県内中小・小規模企業の受注機会の増大と情報交換を図る「出会いの場」を提供するため、広域、地域、個別等各商談会を開催し、取引拡大の支援を行います。

### ウ あいちビジネスチャンスナビ

県内中小企業等の新たなビジネスチャンスにつながる公的機関の支援施策情報等をお知らせするウェブサイトを構築し、新たな販路拡大等につながる情報を発信しています。

■あいちビジネスチャンスナビ <https://navi.aibsc.jp>

### エ 下請かけこみ寺

下請取引問題に関する様々な悩み相談に対応します。(P86 参照)

■(公財)あいち産業振興機構のホームページ <https://www.aibsc.jp/support/263/>

### 問合せ先

○受注機会の増大、商談会の開催	
(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 取引振興・設備グループ	電話 (052) 715-3068
○あいちビジネスチャンスナビ	
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課	電話 (052) 954-6332
(公財)あいち産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ	電話 (052) 715-3063
下請かけこみ寺	電話 0120-418-618(7-が'休)

## (6) 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

取引先事業者の予期しない倒産によって被害を受けた方の連鎖倒産を防止するため、中小企業があらかじめ掛金を積み立てて相互に救済する制度です。

加入資格	継続して1年以上事業を行っている中小企業
掛金	毎月の掛金は5,000円から200,000円まで(5,000円単位・加入後の増減額可能)
共済金貸付事由	取引先事業者が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合
貸付条件	「回収困難となった売掛金債権等の金額」と「掛金総額の10倍(上限8,000万円)」のいずれか少ない金額。 貸付条件は無担保・無保証人(※共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。) 返済期間は貸付額に応じて5年～7年

### 問合せ先

愛知県商工会連合会

電話(052)562-0030

商工会・商工会議所[中小企業相談所]

P167～P169 参照

愛知県中小企業団体中央会

電話(052)485-6811

(独)中小企業基盤整備機構

電話(050)5541-7171

## 4 商店街・中心市街地の活性化のために

### (1) 商店街・中心市街地の活性化

#### ア 商店街の振興

##### (ア) 商店街活性化アドバイザー派遣事業

商店街が抱える課題に対応するため、新たな取組の実現化を支援するアドバイザーを派遣します。

##### (イ) 商店街マネージャー事業

商店街マネージャーを県内6か所に配置し、地域の関係する団体と連携しながら、空き店舗対策や集客・販促イベントの企画など諸課題への対策を進めます。

##### (ウ) 経営相談

個々の商店の経営、仕入れ、販売などの支援を行うため、専門家による経営相談を行います。

##### (エ) 商店街魅力ある個店創出支援事業

商店街の商機能を強化するために、外部専門家派遣等を実施し、集客拠点となる魅力ある個店を創出することで、商店街の活性化を図ります。

##### (オ) 空き店舗活用まちづくり活性化事業

商店街の空き店舗への出店、利活用を促進するため、「商店街空き店舗情報サイト」を創設・運営し、地域のニーズを補う事業者等呼び込み、商店街を中心としたまちづくりを推し進めます。

##### (カ) 商業振興事業費補助金（地域商業活動活性化事業）

商店街等が商機能の強化や地域コミュニティの担い手として実施する、賑わい創出・商機能強化事業及び地域課題対応事業に対して補助します。(P116 参照)



(キ) げんき商店街推進事業費補助金

地域コミュニティの担い手としての役割に着目した取組を始め、商機能強化や人材育成の取組、空き店舗の発生・増加を抑制する取組を通じて活性化を目指す商店街を支援するため、「まちづくり」の観点から、市町村が計画的に行う商店街活性化事業に対して補助します。(P116 参照)

**問 合 せ 先**

○商店街活性化アドバイザー派遣事業、商店街マネージャー事業 愛知県商店街振興組合連合会	電話 (052) 563-0550
○経営相談 (公財) あいち産業振興機構 愛知県よろず支援拠点	電話 (052) 715-3188
(公財) あいち産業振興機構 愛知県よろず支援拠点 豊橋サテライト	電話 (0532) 39-7111
(公財) あいち産業振興機構 エキスパートあいち	電話 (052) 715-3071
○商店街魅力ある個店創出支援事業、空き店舗活用まちづくり活性化事業 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課	電話 (052) 954-6336
○商業振興事業費補助金(地域商業活動活性化事業) 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課	電話 (052) 954-6337
東三河総局、県民事務所等産業労働担当	P163 参照
愛知県中小企業団体中央会	電話 (052) 485-6811
愛知県商工会連合会 (指導課)	電話 (052) 562-0040
愛知県商店街振興組合連合会	電話 (052) 563-0550
名古屋市商店街振興組合連合会	電話 (052) 953-1808
○げんき商店街推進事業費補助金 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課	電話 (052) 954-6338

イ 中心市街地の活性化推進

中心市街地活性化法による支援

中心市街地の活性化を図るために、市町村が、社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における「都市機能の増進」と「経済活力の向上」を総合的かつ一体的に推進するための「基本計画」を作成し、国の認定を受けると、それに基づき実施される事業について支援が受けられます。

**問 合 せ 先**

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課	電話 (052) 954-6338
--------------------	-------------------

ウ 流通業務総合効率化促進への支援

物流総合効率化法に基づき、中小企業者が行う共同物流センターの建設などの流通業務総合効率化事業の実施について、効率化計画の認定を通じて支援を行います。

**問 合 せ 先**

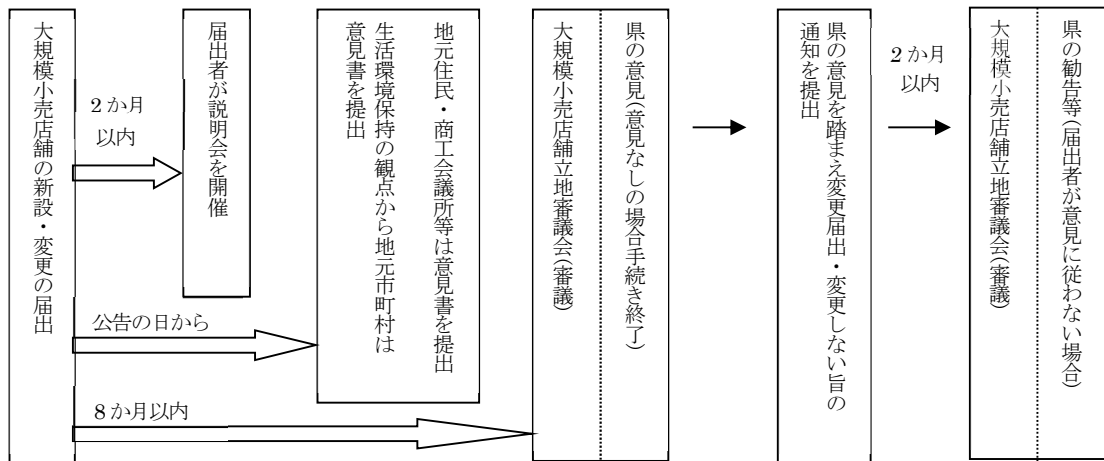
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課	電話 (052) 954-6337
--------------------	-------------------

## (2) 大規模小売店舗の新設・変更

### ア 大規模小売店舗立地法

大規模小売店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境保持のため、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮の確保を義務づけた「大規模小売店舗立地法」(2000年6月1日施行)により、店舗面積1,000㎡を超える小売店舗の新設・変更をしようとする者は、店舗面積、新設をする日、店舗の施設の配置、またその運営方法などについて届出が必要となります。

＜大規模小売店舗立地法手続きの流れ＞



### イ 商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例

商業者等による地域貢献活動の推進のため、店舗面積等3,000㎡以上の大規模小売店舗を新設・増床する場合には、新設等届出書の提出などの事前手続きと、自主的な地域貢献活動を促進するための計画書の提出をしていただきます。名古屋市については別途条例が定められております。詳しくは以下の問合せ先までお尋ねください。

#### 問 合 せ 先

○名古屋市を除く県内 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

電話(052)954-6338

○名古屋市 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

電話(052)972-2433

## 5 事業の組織化・共同化を進めるために

### (1) 組合の活用

中小企業は一般に、規模が小さいこと、資金調達力が弱いこと、信用力が不足していることなどから、不利な立場に立たされている場合が多いため、同業者などが集まって生産性の向上や対外交渉力の強化を図ることなどを目的とした各種の組合制度があります。

#### ア 組合の種類

組合には、中小企業等協同組合法に基づく「事業協同組合」を始め、事業内容などの違いによって様々なものがありますが、組合を作るときは、結束の仕方や事業の内容に適した種類のものを選ぶことが大切です。

## II 経営基盤の強化のために

種類	事業協同組合 (事業協同小組合)	企業組合	商工組合	協業組合
目的	組合員の経営の合理化、経済活動の機会の確保、経営革新	働く場の確保、経営の合理化	業界の改善・発達、組合員の経営の安定・合理化、経営革新	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進
事業	組合員の事業に関する共同施設、資金の貸付、福利厚生、債務保証等	定款に掲げる事業(商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等)	指導教育、情報収集提供、調査研究、業界全体の経営合理化、経営革新等の事業	協業の対象事業、関連事業、付帯事業
設立要件	4人以上の事業者	4人以上の個人	地区内で資格事業を行う者の1/2以上が加入すること	4人以上の事業者
組合員資格	地区内において事業を行う中小・小規模企業者	個人、法人等	地区内において資格事業を営む中小企業者、定款で定めた場合、中小企業者以外の者1/3未満	中小企業者、定款で定めた場合、中小企業者以外の者1/4以内
発起人数	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上
出資限度	25/100	25/100	25/100	50/100
加入	原則自由	原則自由	原則自由	総会の承諾が必要
脱退	任意脱退	任意脱退	任意脱退	持分譲渡による
議決権	1人1票	1人1票	1人1票	平等(ただし出資比例の議決権も可)
員外利用の制限	組合員の利用量の20%まで	制限なし	組合員の利用量の20%まで	制限なし

### イ 組合の設立手続

組合を設立しようとする場合には、発起人が設立に必要な書類を添えて、知事に申請し、認可を受けることが必要です。

具体的な手続など詳しくは、愛知県中小企業団体中央会において相談に応じています。

### ウ 組合に対する助成措置

組合は、中小企業高度化資金の融資や法人税率の軽減など金融・税制上の優遇措置を受けることができます。

#### 問合せ先

○全般 愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課	電話 (052) 954-6334
○商業、サービス業、流通関連業種 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課	電話 (052) 954-6336 電話 (052) 954-6337
○製造業 愛知県経済産業局産業部産業振興課	電話 (052) 954-6341 電話 (052) 954-6345
○具体的な手続きについての相談 愛知県中小企業団体中央会 同 三河分室	電話 (052) 485-6811 電話 (0532) 54-3462

## (2) 資金面からの支援

### ア 中小企業高度化資金

中小企業者が共同で、経営体質の改善、環境変化への対応を図るにあたっては、県と(独)中

小企業基盤整備機構が共同で支援する資金(融資)とアドバイス(高度化診断)が活用できます。  
 なお、貸付対象事業により条件が異なります。(P109 参照)

**イ 商業振興事業費補助金 (地域商業活動活性化事業)**

商店街が商機能の強化や地域コミュニティの担い手として実施する事業に対して助成します。(P116 参照)

**問 合 せ 先**

○中小企業高度化資金

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6334

○商業振興事業費補助金 (地域商業活動活性化事業)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

電話 (052) 954-6337

**6 情報化を図るために**

**(1) デジタル技術導入の支援**

**ア デジタル技術の活用促進**

県内中小・小規模企業の生産性向上や新たな価値創出が図られるよう、デジタル技術の導入を支援します。

- 中小・小規模企業とデジタル技術を提供する企業のマッチング、業務改善の支援を実施し、成功事例を横展開します。
- 先進的なデジタル技術を活用した事業・業務プロセスの革新を目指し、ワーキンググループ活動を実施します。
- 企業に対する情報セキュリティ診断等の実施及び、アドバイザーによるデジタル技術活用等に向けた相談対応等を実施します。
- あいち産業 DX 推進コンソーシアムにおける情報発信や施策展開等、関係団体と連携して地域全体のデジタル化・DX 支援を強化します。

**イ デジタル技術導入補助金**

企業のデジタル化による業務プロセスの改善・構築に係る実証を支援します。(P110 参照)

**ウ デジタル活用人材の育成支援**

中小・小規模企業におけるデジタル化を推進するため、企業内のデジタル人材の育成を支援します。

- 経営層に対して、生産性向上や課題解決に資する IT リテラシー向上のための研修会を開催します。
- 中小企業等を対象に、デジタル人材育成に関するアドバイザー派遣や、社内研修カリキュラムの作成から、研修の実施、終了後のフォローアップまでの伴走支援を実施します。
- 現場リーダーや一般社員など階層別にデジタル人材育成研修を開催します。

**問 合 せ 先**

○デジタル技術の活用促進、デジタル技術導入補助金

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室

電話 (052) 954-7495

○デジタル活用人材の育成支援

愛知県労働局産業人材育成課

電話 (052) 954-6365

## エ IT活用の支援

### (公財) あいち産業振興機構

中小・小規模企業におけるIT導入、有効活用を支援するため、以下のサービスを行っています。

- 中小・小規模企業のwebビジネスを支援するため、先進的なIT活用事例や活用方法を学ぶためのセミナーを開催しています。
- インターネット活用を支援するため、ドメイン取得からホームページやメールの運用をサポートするサービスを提供しています。
- 中小・小規模企業の経営革新、創業、ベンチャー、経営の安定化などの課題解決のため、実務経験豊かなIT及びDX等の専門家のマネージャーを配置し、窓口相談を行います。

#### 問 合 せ 先

##### ○全般

(公財) あいち産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ 電話(052)715-3063

##### ○IT活用・デジタル技術活用の相談

(公財) あいち産業振興機構 エキスパートあいち 電話(052)715-3071

## (2) 産業情報の提供

(公財)あいち産業振興機構では、あいちの注目企業や中小企業の方に役立つ情報をとりまとめ、インターネット上の情報誌「あいちナビる」として毎月発行しています。

また、県内中小企業等の新たなビジネスチャンスにつながる公的機関の支援施策情報等をお知らせするウェブサイトを構築し、新たな販路拡大等につながる情報を発信しています。

■あいちナビるのホームページ <https://lib.aibsc.jp>

■あいちビジネスチャンスナビ <https://navi.aibsc.jp>

#### 問 合 せ 先

##### ○あいちナビる

(公財) あいち産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ 電話(052)715-3063

##### ○あいちビジネスチャンスナビ

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 電話(052)954-6332

(公財) あいち産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ 電話(052)715-3063

## 7 エネルギー環境対策の推進のために

### (1) エネルギー環境対策・カーボンニュートラルへの対応

#### ア 住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金

地球温暖化対策を推進するため、住宅用地球温暖化対策設備を導入する県民に補助を行う市町村に対して、補助を行っています。(P135 参照)

#### イ 再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金

自家消費型の再生可能エネルギー発電等設備を導入する事業者に対して、補助を行っています。(P135 参照)

#### ウ 省エネルギー設備等導入支援事業費補助金

省エネルギー設備の導入や、建築物をZEB化する事業者に対して、補助を行っています。(P135 参照)

エ 「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」を核とした中小企業等の脱炭素経営支援  
 中小企業等の脱炭素経営を支援するため、「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」の参  
 画機関である経済団体や金融機関等と連携して、相談窓口の設置や伴走型の省エネ診断、人材  
 育成等を実施します。

オ 中小企業のSBT認定取得支援

中小企業にアドバイザーを派遣し、温室効果ガス排出量の算定やSBT認定基準に合致した  
 目標設定など、脱炭素経営(SBT認定取得)を支援します。

また、(公財)あいち産業振興機構の「エキスパートあいち」では、生産現場におけるカーボ  
 ンニュートラルへの対応やカーボンニュートラル化に伴う新規事業への展開に対して、実務  
 経験豊かな専門家を配置し、相談への対応を行っています。

※SBT(Science Based Targets) 5~10年先を目標年として企業が設定し、国際機関が認定  
 する、パリ協定が求める水準と整合した削減目標。

カ エネルギー管理者及び管理員の選任について

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」により特定事  
 業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に指定されている事業者については、エネ  
 ルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を置くことが義務づけられています。また、エ  
 ネルギー管理指定工場等に指定されている工場・事業場については、エネルギー管理者又はエ  
 ネルギー管理員を置くことが義務づけられています。

- エネルギー管理者は、エネルギー管理士の資格が必要であり、国家試験に合格するか、研修  
 を修了し経済産業大臣よりエネルギー管理士免状の交付を受ける必要があります。
- エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員は、経済産業大臣の指定した機関が実施す  
 るエネルギー管理講習を受講・修了した者又はエネルギー管理士の免状の交付を受けた者  
 の中から選任する必要があります。

問合せ先

○住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金 補助実施市町村(※)	P173~P174 参照
○再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金 愛知県環境局地球温暖化対策課	電話(052)954-6887
○省エネルギー設備等導入支援事業費補助金、「あいち脱炭素経営支 援プラットフォーム」を核とした中小企業等の脱炭素経営支援、中 小企業のSBT認定取得支援 愛知県環境局地球温暖化対策課	電話(052)954-6242
○中小企業の脱炭素経営支援 (公財)あいち産業振興機構 エキスパートあいち	電話(052)715-3071
○エネルギー管理者及び管理員の選任について 中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 (一財)省エネルギーセンター東海支部	電話(052)951-0417 電話(052)232-2216

※ 補助の実施の有無については、各市町村(P173~P174 参照)の担当部局にお問い合わせく  
 ださい。

(2) 省資源

ア リサイクル化の支援

資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法・家電リサイクル法等の普及啓発用パンフレッ

トを作成し、情報提供しています。

#### イ 工業用水の使用合理化

水の有効活用を図り、経営の合理化に役立つための情報を提供します。

#### ウ 循環ビジネスの振興支援

循環型社会の形成に向け、「あいち資源循環推進センター」(県庁西庁舎 7 階)において、循環ビジネスの事業化等に関する取組を支援しています。

##### (ア) サーキュラーエコノミー推進モデルの展開

サーキュラーエコノミーを推進するためのリーディングモデルを創設し、事業者連携によるモデルの具体化を進めています。

##### (イ) 循環ビジネス創出コーディネーターによる相談

コーディネーターによる事業化に向けた相談や技術指導を行っています。サーキュラーエコノミーへの転換や 3R の高度化に資する取組を強化したい事業者の工場等を訪問し、アドバイスすることも可能です。

##### (ウ) 循環型社会形成推進事業費補助金

先導的・効果的なりサイクル関係設備やサーキュラーエコノミーに資する設備等の整備に要する経費を一部補助します。(P139 参照)

##### (エ) 環境ビジネス発信事業

大型展示会への出展をサポートします。

##### (オ) 愛知環境賞の表彰

サーキュラーエコノミーやカーボンニュートラルに関する取組など、資源循環や環境負荷低減を推進する先駆的で効果的な<技術・事業><活動・教育>を表彰します。

##### (カ) あいち環境塾

環境について多角的に学び、持続可能な社会づくりのリーダーの育成を行います。

##### (キ) サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会による支援

ビジネスセミナー、現地見学会、相談会を開催しています。

■「あいち資源循環ナビ」のホームページ <https://aichi-shigen-junkan.jp>

#### 問合せ先

##### ○リサイクル化の支援

愛知県経済産業局産業部産業振興課(普及啓発用パンフレット) 電話(052)954-6340

##### ○工業用水の使用合理化

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 産業立地サポートステーション 電話(052)954-6342

##### ○循環ビジネスの振興支援

愛知県環境局資源循環推進課 電話(052)954-6233

---

### (3) 公害防止

#### ア 環境・エネルギー対策資金

(株)日本政策金融公庫では、特定の公害防止施設等を取得するために必要な資金を融資しています。

#### イ 公害防止管理者等リフレッシュ研修

(一社)産業環境管理協会中部支部では、研修会を年 1 回開催しています。

### ウ 公害防止管理者等の資格取得

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定の工場において選任しなければならない公害防止管理者・同代理者又は公害防止主任管理者・同代理者になるには、国家試験に合格するか、経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う資格認定講習の課程を修了することが必要です。

### エ 公害防止担当者制度

愛知県では、ウの公害防止管理者等を選任する必要のない工場などであっても一定規模以上のものは、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、公害防止担当者を選任することが義務付けられています。

#### 問合せ先

○環境・エネルギー対策資金	
(株)日本政策金融公庫 中小企業事業	電話(052)551-5181
国民生活事業	電話(052)561-6301
○公害防止管理者等リフレッシュ研修	
(一社)産業環境管理協会中部支部	電話(052)221-1457
○公害防止管理者等の資格取得	
(一社)産業環境管理協会中部支部	電話(052)221-1457
○公害防止担当者制度 愛知県環境局環境政策部環境政策課	電話(052)954-6209

## (4) 国際標準規格（ISO）の取得支援

取引先からの取得要請への対応や社内体制の整備のため、品質管理に関する国際規格（ISO9000 シリーズ）、環境管理に関する国際規格（ISO14001）の取得を目指そうとする中小企業に対し、支援を行っています。

### ア 相談

（公財）あいち産業振興機構が経営相談窓口を設置するとともに、専門家を派遣し、アドバイスをを行います。（専門家派遣は有料。）

### イ 情報提供

ISO14001に関する情報をインターネットホームページ等で提供しています。

■環境ISO関係情報のホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000008528.html>

#### 問合せ先

○相談	
(公財)あいち産業振興機構 経営支援部	電話(052)715-3070
○情報提供	
愛知県環境局環境政策部環境活動推進課 調整・環境配慮行動グループ	電話(052)954-6241

## (5) 環境マネジメントシステム「エコアクション21（EA21）」の導入支援

EA21は中小企業向けに環境省が策定した環境配慮型経営のガイドラインに基づく認証登録制度で、比較的容易に、また安価に取り組むことができます。

### ア 認証取得支援研修会の開催

EA21の認証取得を希望する事業者を対象として、認証取得のための具体的な支援を行う



研修会を地域事務局等と共同で開催します(参加無料)。

## イ 情報提供

EA21に関する情報をインターネットホームページ等で提供しています。

■EA21 関係情報のホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000008847.html>

### 問合せ先

#### ○相談・認証登録

エコアクション21 地域事務局あいち

電話 (052) 471-7477

エコアクション21 地域事務局とよた

電話 (0565) 32-4660

#### ○研修会

愛知県環境局環境政策部環境活動推進課

電話 (052) 954-6241

## (6) 先進環境対応自動車の導入

### ア 先進環境対応自動車導入促進費補助金

旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者が先進環境対応自動車(電気自動車(トラック・バス・乗用車)、プラグインハイブリッド自動車(トラック・バス・乗用車)、燃料電池自動車(トラック・バス・乗用車)、天然ガス自動車(トラック・バス)、優良ハイブリッド自動車(トラック・バス)を導入する場合に補助を行っています。なお、燃料電池自動車トラック及び自家用登録の燃料電池自動車バスに限り、大企業も補助対象となります。(P136 参照)

### イ 自動車税種別割の課税免除

2018 年度から 2024 年度までに初回新規登録を受けた電気自動車(燃料電池自動車を含む)及びプラグインハイブリッド自動車について、初回新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から 5 年度分の全額が免除されます。

### 問合せ先

#### ○先進環境対応自動車導入促進費補助金

愛知県環境局地球温暖化対策課

電話 (052) 954-6217

#### ○自動車税種別割の課税免除

県税事務所

P89~P90 参照

## (7) 充電インフラの整備促進

集合住宅や工場・事務所、商業施設、宿泊施設、自治会集会所等に EV、PHV の充電設備(急速充電器、普通充電器、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド)を設置する事業者等に対し、経費の一部を補助します。(P137 参照)

## 8 税制上の優遇を受けるには

### (1) 個人事業者のための措置

#### ア 税の諸控除等

個人事業者について、所得税においては、青色事業専従者給与、事業専従者控除、青色申告特別控除などにより税負担の軽減が行われています。

また、地方税においても、住民税や事業税の青色事業専従者給与、事業専従者控除、事業税の事業主控除などの制度が取り入れられています。

### イ 青色事業専従者給与・事業専従者控除の必要経費算入

青色申告者として承認を受けた個人事業者が、その青色申告者と生計を一にしている配偶者やその年の12月31日現在で年齢が15歳以上の親族で青色申告者の営む事業に専ら従事している人(以下「青色事業専従者」といいます。)に給与を支払った場合には、あらかじめ税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、青色事業専従者の労務の対価として適正な金額であれば、その金額が必要経費になります。

なお、この届出書に記載した金額の基準を変更する場合や、新たに青色事業専従者が加わった場合には、変更届出書を提出する必要があります。

また、白色申告者の事業専従者については、所得税は原則として事業専従者一人につき50万円(配偶者である事業専従者は86万円)、地方税においても住民税、事業税とも原則として50万円(配偶者の場合は86万円)が事業専従者控除として必要経費になります。

ただし、青色申告者の青色事業専従者として給与の支払を受ける人又は白色申告者の事業専従者である人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

### ウ 青色申告特別控除

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者(現金主義によることを選択している人を除きます。)で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記(一般的には複式簿記)の原則に従って記帳している人は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付して、この控除を受ける金額を記載して、確定申告期限内に提出した場合には、これらの所得を通じて最高55万円を控除することができます。

なお、正規の簿記の原則により記帳している人で、次のいずれかに該当する人については65万円の青色申告特別控除額の適用を受けることができます。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること。  
(※)
- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までにe-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して行うこと。

上記の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者(上記の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。)は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

(※) ①に該当する人が令和4年分以後に65万円の青色申告特別控除の適用を受ける場合には、その年分の事業における仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付けを行い、一定の事項を記載した届出書を提出する必要があります。

### エ 個人事業税の事業主控除

個人事業税においては、個人事業主の税負担を軽減するため、個人の事業の所得から年290万円を控除することが認められています。

### オ 小規模企業共済等掛金控除(所得税、住民税)など

本人が小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った額が所得から控除されます。

なお、小規模企業共済制度の共済契約に基づき支給される一時金のうち一定のもの(以下「共済金」といいます。)については退職所得となりますが、共済金から控除される退職所得控除は、掛金納付期間に基づき計算されます。

**問 合 せ 先**

○税の諸控除、青色事業専従者給与の必要経費算入 名古屋国税局 電話相談センター 市町村役場	P88 参照 P173～P174 参照
○青色申告特別控除 名古屋国税局 電話相談センター	P88 参照
○個人事業税の事業主控除 県税事務所	P89～P90 参照
○小規模企業共済等掛金控除 名古屋国税局 電話相談センター 市町村役場	P88 参照 P173～P174 参照

(2) 法人事業者のための措置

ア 法人税、法人事業税・住民税の軽減

中小規模の法人事業者については、法人税において軽減税率の措置があり、地方税においても、法人事業税については軽減税率の措置、法人住民税均等割については法人の規模に応じた税率が適用されます。

イ 特定同族会社の留保金課税の不適用

特定同族会社については、留保金課税が適用されますが、資本金の額又は出資金の額(以下「資本金の額等」といいます。)が1億円以下の法人(資本金の額等が5億円以上の法人等(以下「大法人」といいます。))の100%子会社であるなどの一定の法人を除きます。)は、特定同族会社に該当しないため、留保金課税が適用されません。

ウ 交際費等の損金算入

法人が2014年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度において支出する交際費等のうち、接待飲食費の額の50%相当額を超える部分については原則損金算入が認められていません。ただし、資本金の額等が1億円以下の法人(大法人の100%子会社であるなどの一定の法人を除きます。))については、接待飲食費の額の50%相当額と定額控除限度額(800万円)とのどちらか有利な方を損金算入することが認められています。

エ 大法人の100%子会社等に対する中小企業向け特例措置の不適用

大法人の100%子会社であるなどの一定の法人については、次の中小企業向けの特例措置が適用されません。

【中小企業向け特例措置】

- 法人税率の軽減税率
- 特定同族会社の留保金課税の不適用
- 貸倒引当金の法定繰入率
- 交際費等の損金不算入制度における定額控除
- 青色欠損金の繰戻し還付

**問 合 せ 先**

○法人税の軽減、特定同族会社の留保金課税の不適用、交際費等の損金算入、 大法人の100%子会社等に対する中小企業向け特例措置不適用 名古屋国税局 電話相談センター	P88 参照
○法人事業税・住民税の軽減 県税事務所 市町村役場	P89～P90 参照 P173～P174 参照

### (3) 事業承継の円滑化のための措置

#### ア 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にする親族の事業用宅地等を相続した場合には、一定の要件の下で、最大 400 m<sup>2</sup>までの部分について評価額の最大 80%を減額することができます。

#### イ 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度

中小企業の円滑な事業承継による雇用の確保や地域経済活力の維持を図る観点から、後継者が非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得し、都道府県知事の認定を受けた場合には、相続税・贈与税の納税を猶予することができます。

#### ウ 個人の事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予制度

個人事業者の円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保や地域経済活力の維持を図る観点から、後継者が先代事業者から相続又は贈与により制度の対象となる全ての事業用資産を取得し、後継者が都道府県知事の認定を受けた場合には、相続税・贈与税の納税を猶予することができます。

#### 問 合 せ 先

名古屋国税局 電話相談センター

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

P88 参照

電話(052)954-6332

### (4) 消費税及び地方消費税の納税事務の負担軽減措置等

#### ア 納税義務の免除（免税事業者）

その課税期間の基準期間（※1）における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます（※2）。この事業者を「免税事業者」といいます。

ただし、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間（※3）における課税売上高が 1,000 万円を超えた場合は、当該課税期間から課税事業者となります。なお、特定期間における 1,000 万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

なお、新たに設立した法人、合併、分割等があった法人、相続により事業を承継した個人については、一定の場合、納税義務が免除されない特例があります。

- ※1 基準期間とは、個人事業者の場合は、その年の前々年、法人の場合は、その事業年度の前々事業年度をいいます。
- ※2 その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であっても、適格請求書発行事業者の登録を受けている場合には、納税義務は免除されません。
- ※3 特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。

#### イ 簡易な税額計算方法

##### (ア) 簡易課税制度

基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」の選択(事前に届出が必要です。)をすることができます。簡易課税制度を選択した場合の納付税額の計算方法の概要は次のとおりです。

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \left[ \text{課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率※} \right]$$

このほかに、地方消費税額(消費税額の 22/78)が課税されます。

※「みなし仕入率」

- 第一種事業(卸売業)・・・90%
- 第二種事業(小売業)・・・80%
- 第三種事業(製造業等)・・・70%
- 第四種事業(飲食店業・その他の事業)・・・60%
- 第五種事業(金融・保険・サービス業等)・・・50%
- 第六種事業(不動産業)・・・40%

(注) 第三種事業である農業、林業、漁業のうち消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡を行う事業は、第二種事業(みなし仕入れ率は 80%)が適用されます。

#### (イ) 2割特例

適格請求書等保存方式(インボイス制度)を機に免税事業者から適格請求書発行事業者となった事業者の方について、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間、納付税額を売上げに係る消費税額の 2 割とすることができる特例が設けられています。

#### ウ 任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が 48 万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が任意に中間申告書(年 1 回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する 6 月中間申告対象期間(※)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(※) 6 月中間申告対象期間とは、その課税期間開始の日以後 6 月の期間で、年 1 回の中間申告の対象となる期間をいいます。

**問 合 せ 先**

名古屋国税局 電話相談センター

P88 参照

### (5) 設備投資促進等のための特別措置

#### ア 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却及び税額控除

青色申告書を提出する中小企業者(資本金の額等が 1 億円以下で、一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等が、2017 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの期間に、事業の用に供されたことのない特定経営力向上設備等(生産等設備を構成する機械及び装置やソフトウェア等、中小企業等経営強化法第 17 条第 1 項の認定を受けた経営力向上計画に記載されたもののうち一定の規模のもの)を取得等し、製造業など指定する業種の事業の用に(以下「指定事業の用」といいます。)に供した場合には、その指定事業の用に供した事業年度又は年において、即時に償却をすることができます。

なお、青色申告書を提出する中小企業者等は、原則として取得価額の 7%(資本金の額等が 3,000 万円以下で、一定の要件に該当する法人又は個人事業者若しくは農業協同組合等は 10%)の税額控除が選択可能です。

また、税額控除については、法人税額(個人の場合は事業所得に係る税額)の 20%が限度とされ、控除しきれない金額を 1 年間繰り越すことができます。

#### イ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却及び税額控除

青色申告書を提出する中小企業者(資本金の額等が 1 億円以下で、一定の要件に該当する法人

又は個人事業者)又は農業協同組合等が、1998年6月1日から2025年3月31日までの期間に、事業の用に供されたことのない対象資産(一定の機械及び装置やソフトウェア等)を取得し、製造業など指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した事業年度又は年において、普通償却のほかに、原則として取得価額の30%相当額の特別償却をすることができます。

なお、青色申告書を提出する特定中小企業者等(資本金の額等が3,000万円以下で、一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等は、原則として取得価額の7%の税額控除が選択可能です。

また、税額控除については、法人税額(個人の場合は事業所得に係る税額)の20%が限度とされ、控除しきれない金額を1年間繰り越すことができます。

**問合せ先**

名古屋国税局 電話相談センター

P88 参照

**(6) 試験研究促進のための特別措置**

**ア 試験研究を行った場合の税額控除**

青色申告書を提出する法人又は個人事業者は、製品の製造、技術の改良・考案、発明に係る試験研究のために要する費用等(損金の額又は必要経費に算入されるものに限る。以下「試験研究費」といいます。)の総額の1~10%(法人については2021年4月1日から2026年3月31日までの間に開始する事業年度、個人については2022年分から2026年分までは控除割合の上限は14%)、中小企業者及び農業協同組合等は、試験研究費の総額の12%(法人については2021年4月1日から2026年3月31日までの間に開始する事業年度、個人については2022年分から2026年分までの各年分は控除割合の上限は17%)に相当する金額を、法人税額(個人事業者の場合は、事業所得に係る税額)から控除することができます。また、一定の条件を満たす特別試験研究費に該当する場合には、別枠で税額控除をすることができます。

なお、税額控除については、原則として法人税額(個人事業者の場合は、事業所得に係る税額)の25%(特別試験研究に係る税額控除については別枠で10%(法人については2019年4月1日以降開始する事業年度、個人については2020年分以後))相当額が限度とされています。

**イ 中小企業者の試験研究費に係る法人住民税の特例措置**

法人住民税(地方税)の法人税割額の課税標準となる法人税額について、中小企業技術基盤強化税制による税額控除を行った後の額を法人税額として用います。

**問合せ先**

○試験研究を行った場合の税額控除

名古屋国税局 電話相談センター

P88 参照

○中小企業者の試験研究費に係る法人住民税の特例措置

県税事務所

P89~P90 参照

市町村役場

P173~P174 参照

**(7) 産業立地促進のための制度**

**産業立地促進税制(不動産取得税の免除・減額)**

新たに土地を取得又は賃借して事業の用に供するための家屋を新築した場合、土地又は家屋の不動産取得税が免除・減額される制度があります。

対象事業	航空宇宙関連産業の製造業		市町村長の申出に基づき、対象区域ごとに知事が指定した事業(製造業、運輸業等)
対象区域	次のいずれかの区域に該当すること (1)「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」(以下「特区」)の区域 (2)特区の区域が所在する市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域		市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域 (108 区域 : 2024 年 3 月末現在)
対象不動産	家屋	対象事業の用に供するために、対象期間中に新築された家屋 ※ただし、新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から 3 年以内ならば対象	対象事業の用に供するために、対象期間中に新たに取得又は賃借した土地の上に新築された家屋 ※ただし、新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から 3 年以内ならば対象
	土地	対象期間中に取得し、その取得の日から 3 年以内に対象家屋を取得した場合における対象家屋の敷地となる土地	同 左
要件	次のいずれにも該当すること (1)設備投資額(※)が 1 億円以上 ※家屋及び償却資産の取得価格(土地を除く) (2)常時雇用する労働者が 5 人以上 (3)原則、家屋取得後 6 か月以内に事業を開始すること (4)事業を開始した日から 3 か月間の免除対象事業にかかる生産量または売上額が 1/2 以上であること		次のいずれにも該当すること (1)設備投資額(※)が 1 億円以上 ※家屋及び償却資産の取得価格(土地を除く) (2)常時雇用する労働者が 5 人以上
減免額	中小企業者	税額の全額	税額の 4 分の 3 に相当する額
	その他(大企業等)		税額の 2 分の 1 に相当する額
対象期間	対象区域の指定日から 2025 年 3 月 31 日まで		

**問 合 せ 先**

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 産業立地サポートステーション 電話(052)954-6372

**(8) 人材確保等・所得拡大のための制度**

**ア 賃上げ促進税制**

青色申告書を提出する全企業が、2024 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、継続雇用者給与等支給額が前年度比で一定割合増加した場合に、控除対象雇用者給与等支給増加額の最大 25%相当額を法人税額又は所得税額から控除できます。また、教育訓練費が前年度より 10%以上増加した場合やプラチナくるみん又はプラチナえるぼし等の認証制度を取得した場合には、控除率をそれぞれ 5%上乗せできます。

なお、控除上限額については、法人税額又は所得税額の20%とされています。

※改正前の支援内容については問合せ先にお問合わせ下さい。

**問 合 せ 先**

税制サポートセンター(月・火・木・金 9:30-12:00、13:00-17:00) 電話(03)3528-8024

**イ 中小企業向け賃上げ促進税制**

青色申告書を提出する中小企業者(一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等が、法人については、2024年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する各事業年度、個人については、2025年から2027年までの各年において、雇用者給与等支給額が前年度比で一定割合増加した場合に、控除対象雇用者給与等支給増加額の最大30%相当額を法人税又は所得税の額から控除できます。また、教育訓練費が前年度より5%以上増加した場合には、控除率を10%上乘せでき、更にくるみん又はえるぼし等の認証制度を取得した場合には控除率を5%上乘せできます。

なお、控除上限額については、法人税額又は所得税額の20%とされています。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合、控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能とされています。

※改正前の支援内容については問合せ先にお問合わせ下さい。

**問 合 せ 先**

中小企業税制サポートセンター(平日 9:30-12:00、13:00-17:00) 電話(03)6281-9821

**ウ 中小企業者の所得拡大促進税制に係る法人住民税・法人事業税の特例措置**

法人住民税(地方税)の法人税割額の課税標準となる法人税額について、所得拡大促進税制による税額控除を行った後の額を法人税額として用います。

法人事業税(地方税)の付加価値割額の課税標準の算定については、一定の条件を満たす場合に、控除対象雇用者給与等増加額に、報酬給与額から雇用安定控除額を控除した額を報酬給与額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除します。

**問 合 せ 先**

○中小企業者の試験研究費に係る法人住民税の特例措置

県税事務所  
市町村役場

P89~P90 参照

P173~P174 参照

**(9) その他の措置**

**ア エンジェル(個人投資家)税制**

- (ア) 個人投資家が払込みにより取得した特定中小会社の特定株式を適用期間内に譲渡して生じた一定の損失については、一定の要件の下で、その翌年以後も3年間にわたって一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することができます。
- (イ) 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得した場合、一定の要件の下で、その払込金額等をその取得した年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することができます。
- (ウ) 特定新規中小企業者に該当する一定の株式会社が発行した株式を払込みにより取得した



場合、一定の要件の下で、その株式の取得に要した金額について、原則 800 万円を限度として、寄附金控除を受けることができます。

※上記(イ)及び(ウ)のいずれの特例も適用可能な株式については、いずれか一方の特例を選択して適用することとなります。

#### イ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金（必要経費）算入の特例

青色申告書を提出する中小企業者(一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等が、10 万円以上 30 万円未満の少額減価償却資産を取得し、かつ事業の用に供した場合(主要な事業以外で貸付けの用に供した場合を除く。)は、当該事業の用に供した事業年度(年)に原則として取得価額の合計額 300 万円を限度として損金(必要経費)算入することができます(2006 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に取得した場合)。

#### ウ 中小企業関係税制

##### (ア) 中小企業者等の軽減税率の引下げ

中小企業者等の 2012 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の所得金額のうち、年 800 万円以下の金額に対する法人税は、15%の軽減税率が適用されます。

##### (イ) 中小企業者等の青色欠損金の繰戻し還付の実施

中小企業者等の各事業年度において生じた青色欠損金額については、一定の要件の下に還付請求することができます。

(注)その法人の資本金の額等が 1 億円以下であっても、大法人の 100%子会社であるなどの一定の法人である場合には、上記(ア)及び(イ)のいずれの制度も適用することができません。

#### 問 合 せ 先

○全般

名古屋国税局 電話相談センター

P88 参照

○特定中小会社であることの確認（エンジェル（個人投資家）税制）

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話(052)954-6334

## 9 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）

### (1) インボイス制度とは

令和 5 年 10 月 1 日から開始された、仕入税額控除の方式です。

<売手側>売手である適格請求書発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、適格請求書(インボイス)を交付しなければなりません(交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

<買手側>買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、売手である適格請求書発行事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

### (2) 適格請求書（インボイス）とは

「売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、「登録番号」のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

詳しくは、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

■国税庁のホームページ <https://www.nta.go.jp>

問 合 せ 先

インボイスコールセンター(インボイス制度電話相談センター)  
(平日 9:00-17:00)

電話 (0120) 205-553

## 10 ITを活用して申告・納税等を行うには

### (1) 税の電子申告の積極的活用

#### ア 国税 (e-Tax)

e-Tax とは、①所得税、相続税、贈与税、法人税、地方法人税、消費税(地方消費税を含みます。)、復興特別法人税、酒税及び印紙税に係る申告、②全税目の納税(電子納税証明書の手数料納付を含みます。)、並びに③申請・届出等(電子納税証明書の請求及び発行を含みます。)の手続について、インターネット等を利用して電子的に手続が行えるシステムです。

詳しくは、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



イータ君

利用開始の手続、利用時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Tax に関する最新の情報についてお知らせしています。

イータックス

検索

問 合 せ 先

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク

電話 (0570) 01-5901

ナビダイヤル (全国一律市内通話料金)

「e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク」の受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです(休休日及び12月29日から1月3日までを除く。)

なお、ご利用の電話機によっては、上記ダイヤルにつながらない場合があります。その場合は、電話(03)5638-5171(通常の電話料金)をご利用ください。

#### イ 地方税 (eLTAX)

インターネットを利用して、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税、法人市町村民税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税、固定資産税(償却資産)、個人住民税(給与支払報告書等)及び事業所税の申告手続き等ができます。なお、利用可能な手続きについては地方公共団体により異なりますので、詳細はeLTAX ホームページをご覧ください。

■eLTAX のホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルトアックス

検索

問 合 せ 先

eLTAXヘルプデスク  
IP 電話などの場合

電話 (0570) 081459

電話 (03) 5521-0019

## (2) メールによる身近な税情報の提供

「国税庁ホームページ新着情報・国税庁メールマガジン」配信サービスのご案内	
国税庁ホームページ新着情報	国税庁ホームページに掲載された1週間分(月曜日～金曜日掲載分)の新着情報を、その翌週にメールでお届けします。
国税庁メールマガジン	月に1度、その時節に応じた身近な税情報などを分かりやすくコンパクトに編集してお届けします。

■ 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

### 問 合 せ 先

名古屋国税局 国税広報広聴室

電話 (052) 951-3511

## 11 高圧ガス・電気・火薬の保安の確保と計量の適正化

### (1) 高圧ガス・電気・火薬の保安の確保

高圧ガス・電気・火薬類及び猟銃などによる事故災害の防止と公共の安全のために、県では許認可事務などを行っています。

#### ア 許認可等事務

##### (ア) 高圧ガス

- 高圧ガスの製造、貯蔵、販売等の許可、届出及び完成検査、保安検査、立入検査
- 液化石油ガス販売事業の登録・届出及び立入検査

##### (イ) 電気関係

- 電気工事業の登録・届出事務
- 第一種及び第二種電気工事士免状の交付
- 電気工事業者及び電気用品販売店などに対する立入検査

##### (ウ) 火薬類

- 火薬類の製造・販売・貯蔵・譲渡・譲受・消費、その他取扱いに関する許認可
- 猟銃等の製造及び販売に関する許可
- 火薬類及び猟銃などの関係事業者に対する保安検査並びに立入検査

#### イ その他事業

- 高圧ガス事業者及び電気工事業者などに対する各種講習会の実施
- おもちゃ花火の事故防止のための啓発事業

### 問 合 せ 先

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室

電話 (052) 954-6197・6198 (高圧ガス)

電話 (052) 954-6199 (電気・火薬)

### (2) 計量の適正化

計量は、社会生活及び経済活動の基盤として、重要な役割を果たしています。そこで県では、適正な計量の推進のために次のことを行っています。

ア 計量指導事務

- 計量器の製造・修理・販売事業者の届出事務
- 計量証明事業者の登録・届出事務
- 適正計量管理事業所の指定・届出事務
- 計量に関する普及啓発事業

イ 計量検査事務

- はかり等の定期検査事務(検査は、(一社)愛知県計量連合会が実施)
- 計量器の製造・修理・販売事業者、計量証明事業者、適正計量管理事業所への立入検査
- はかり、燃料油メーターなどの使用場所への立入検査
- 食料品など商品の量目立入検査

ウ 計量検定事務

- 計量器の検定・検査  
ガス・燃料油メーター、はかり等の検定及びタクシーメーターの検査
- 基準器の検査  
基準ガスメーター、基準分銅等の検査

---

**問 合 せ 先**

愛知県計量センター(商業流通課)

電話 (052) 603-6300

---